

広島県告示第六百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成二十八年十月三十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年十月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道川北七塚線	庄原市濁川町字上組三五八番一地从から 庄原市濁川町字上組山五三一五番一地从まで	平成二八年一〇月一七日